6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : SUZUKI Wataru, Director of Sapporo Development and Construction Department, Hokkaido Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : New Chitose Airport taxiway to connect to the runway found construction, Hokkaido, Japan

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 11 : 00 a.m. 22 March 2021

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 11 : 00 a.m. 10 May 2021 (tenders brought with 11 : 00 a.m. 10 May 2021 or submitted by mail 11 : 00 a.m. 10 May 2021)

⑹　Contact point for tender documentation : FUZIWARA Yoshiyuki, Senior Officer of Contracts Division, Contracts of Road, Park, Airport and Agriculture Division, Sapporo Development and Construction Department, Hokkaido Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism North 2, West 19, Chuoku, Sapporo, Hokkaido 060―8506, Japan TEL 011―611―0194 ext. 2270

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和３年２月15日

支出負担行為担当官

四国地方整備局次長　池田　直太

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37

○第12号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　備讃瀬戸北航路（水島航路交差部）等浚渫工事

⑶　工事場所　香川県坂出市沖合（浚渫工）
香川県丸亀市手島沖合（覆砂工）
香川県仲多度郡多度津町高見島沖合（覆砂工）
香川県丸亀市上真島沖合（覆砂工）

⑷　工事内容　浚渫工１式、土捨工１式、覆砂工１式、雑工１式、安全管理１式

⑸　工期　契約締結日から令和３年10月12日まで

⑹　使用する主要な資機材　なし（浚渫工事）

⑺　本工事は、入札時に、３⑴①に示す特定評価項目１及び２に係る技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型・２テーマ））の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。ただし、総合評価落札方式の提案範囲を除く。

⑼　本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑽　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

⑾　本工事は、入札時に工事費内訳書の提出を求める工事である。

⑿　本工事は、本工事の競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する工事である。

⒀　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⒁　本工事は、若手（令和２年４月１日時点で満40歳未満）の主任（監理）技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（以下、技術指導者という。）を配置できる、「若手技術者育成制度」試行工事である。なお、技術指導者の配置については、競争参加資格確認申請者が選択できるものとする。

⒂　本工事は、休日の確保を評価する「休日確保評価型」の試行工事である。

⒃　本工事は、工事期間中の真夏日の日数に応じて、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。

⒄　本工事は、発注者が想定する標準工程を提示する試行工事である。

⒅　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ＩＣＴ（浚渫工）の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事（発注者指定型）である。

⒆　本工事は、港湾建設業等における労働賃金改善に関する取組みを促進するための「労務費見積り尊重宣言」促進モデルの試行工事である。

⒇　本工事は、建設キャリアアップシステム活用モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。

(21)　本工事は、落札決定後に「予定価格（税抜き）、予定価格（税抜き）の積算内訳、調査基準価格、落札理由（総合評価方式）」、契約締結後に「積算の内訳」を示す資料を公表する工事である。「積算の内訳」については、契約後に適宜、四国地方整備局港湾空港部ＨＰにより公表する。

(22)　本工事における契約締結は令和３年度予算の成立を前提とする。令和３年度予算が暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は経常建設共同企業体若しくは単体有資格業者であること。

なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　四国地方整備局における平成31・32年度「港湾等しゅんせつ工事」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。

また、四国地方整備局における令和３年・４年度「港湾等しゅんせつ工事」に係る一般競争参加資格の申請を行い受理されている者であること。ただし、開札日までに「港湾等しゅんせつ工事」に係る資格決定が得られない場合は、競争に参加する資格を有しない者のした入札に該当し、入札は無効とする。

⑶①　特定ＪＶの代表者又は経常建設共同企業体若しくは単体有資格業者にあっては、四国地方整備局における港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が950点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局次長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾等しゅんせつ工事における客観点数が950点以上であること。）

②　特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、四国地方整備局における港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が750点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局次長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾等しゅんせつ工事における客観点数が750点以上であること。）